第23期 第24回 農業委員会総会審議結果

開	催	日	時	令和え	令和元年9月26日(木曜日) 午後2時00分~午後2時30分							
開	催	場	所	苫小牧	5小牧市役所第二庁舎2階北会議室							
1111	出席農業委員		, I	山内	幸子	丹羽	秀則	今 泉	宏 治	及川	末男	⇒ 1 <i>C b</i> 7
	吊晨	兼 多	· 貝	五十嵐	堅司	野村	真理子					計 6 名
欠	席	委	員	中岡	亮 太							
議事	議事録署名委員 今泉 宏治					及川	末男					

出席推進委員	寒河江 一富	佐久間 貴子	早勢 光明	黒 坂 章	計 5 名
山州在医安貞	山本 まり子				
欠 席 委 員	羽原吉一				

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在 地番	公簿 地目	農地 台帳 地目	面積 (㎡)	申 請 者 (所有者)	願出 理由	確認結果	確認委員
1	のぞみ町 1丁目9番 20	畑	登録なし	699	■■■市■■町 ■丁目■■番■号 土地家屋調査士 ■■ ■■ 「■■市■■■	地目変更のため	農地·採草 放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 山本 まり子

審議結果 原案承認

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知(使用貸借)について

(使用貸借の合意解約)

55大,44至	地目		元年 (…2)	貸人の住所 氏 名	借人の住所 氏 名
所在·地番	公簿	現況	面積(㎡)		
字美沢 115番1の内 115番2 116番 117番1の内 117番2 118番の内	山牧畑牧畑場牧場場	畑畑畑畑畑畑	33,715 ㎡の内 14,694 ㎡ 22,000 ㎡ 7,933 ㎡ 55,127 ㎡の内 42,127 ㎡ 16,859 ㎡ 29,791 ㎡の内 8,200 ㎡ (計 111,813 ㎡)	■■■市■ ■■■■■ 番地	■■■市■ ■■■■ 番地
	契約年	 月日	契約期間	合意解約日	
農地法第3条 H6年6月(使用貸借)	H6年6月		始期 H6年6月27日 終期 H 年 月 日		R元年9月30日

審議結果 原案承認

議 案 第 1 号 農用地利用状況報告について

業経営基盤強化促進法施行細則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等					
農用地等の面積	権利]設定	農用地等の面積(m²)		
(第16条の2第1項2号)	解除条件的	付使用貸借	(5,954	
	作物の種類	作付面積(m²)	生産量(m²)	反収(m²/10a)	
耕作の状況 (第 16 条の 2 第 1 項 3 号)	果樹野菜	2,200 4,000	0 400	0 100	
	計	6,200	400	65	
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項4号)	なし				
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項5号)	なし				
添付資料 (第 16 条の 2 第 2 項)	なし				

※確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議 案 第 2 号 農用地利用集積計画の策定について

(賃貸借権による権利の設定)

整理 番号				利田佐の言	11. ウナ 平 14	住	所	■■市■	■■丁目	┃■番地┃		
利用権を設定する者 任 所	1	R 1 -	R 1 -	-9		汉 化 で 文 り	氏名又は名	称				
利用権を設定する土地 設定する利用権 所 在 地 番 現況地目 面 積(㎡) 利用権の種類 内 容 苫小牧市	番号			利用焼む割	学士ス学	住	所	■■■市		■■番	也	
所 在 地 番 現況地目 面 積(㎡) 利用権の種類 内 容 苫小牧市 115番1の内 畑 33,715㎡の内 14,694㎡ 字美沢 115番2 畑 22,000㎡ 7,933㎡ 117番1の内 畑 55,127㎡の内 42,127㎡ 117番2 畑 16,859㎡ (合計 111,813㎡) 賃貸借権 普通畑 29,791㎡の内 8,200㎡ (合計 111,813㎡) お 期 終 期 借賃(円) 借賃の支払方法 事業の実施により成立する利用権の 設定等に係る当事者間の法律関係 1利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等 備 考				が用催せむ	足りる相	氏名又は名	称					
苫小牧市 115番1の内 畑 33,715㎡の内 14,694㎡ 22,000㎡ 7,933㎡ 116番 畑 7,933㎡ 17番1の内 畑 55,127㎡の内 42,127㎡ 16,859㎡ 117番2 畑 16,859㎡ 118番の内 畑 29,791㎡の内 8,200㎡ (合計 111,813㎡) 設定する利用権				利用	権を設定する	る土地			前	设定する	利用権	
字美沢 115番2 畑 22,000 ㎡ 音貸借権 普通畑 116番 畑 7,933 ㎡ 55,127 ㎡の内 42,127 ㎡ 117番2 畑 16,859 ㎡ 16,859 ㎡ 118番の内 8,200 ㎡ (合計 111,813 ㎡) 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 か期 終期 借賃(円) 毎年11月末迄に運運氏口座に振込 毎年11月末迄に運運氏口座に振込 毎年11月末迄に運運氏口座に振込 有間の法律関係 利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等 備考	所	在	坩	也 番	現況地目	面	積(m²)		利用権	の種類	内 容	
116番 畑	苫小牧	市	115	番1の内	畑	33, 715 m	の内	14, 694 m²				
117番1の内 畑 55,127㎡の内 42,127㎡ 16,859㎡ 118番の内 畑 29,791㎡の内 8,200㎡ (合計 111,813㎡) 設定する利用権	字美	沢	115	番 2	畑			22,000 m²				
117番1の内 畑 16,859 m² 16,859 m² 118番の内 畑 29,791 m²の内 8,200 m² (合計 111,813 m²) 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の令和元年10月1日 令和11年9月30日 毎年11月末迄に■■氏口座に振込 接込 賃貸借 利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等 備 考			116	番	畑		7, 933 m²		佳 岱	供接	乘	
118番の内 畑 29,791 m²の内 8,200 m² (合計 111,813 m²) 利用権設定等促進					畑	55, 127 m			貝貝	旧作	日地州	
(合計 111, 813 m²) 設定する利用権 利用権設定等促進事業の実施により							l l					
設定する利用権			118	番の内								
始期 終期 借賃(円) 借賃の支払方法 事業の実施により 令和元年10月1日 令和11年9月30日 ■■■■■円/年 (■■■■円/10a) 毎年11月末迄 に■■氏口座に 振込 賃貸借 利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等 備考						(合	計 11	1,813 m²)				
##					設定する	利用権						
令和元年10月1日	好	期		終	期	借賃(円) 借賃の支			払方法			
令和元年10月1日									1.36	1		
(■■■円/10a) 振込 賃貸借 利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等 備 考	令和元	年10月	10月1日 令和11年		9月30日			1/1/2				
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等 備 考	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				(■■■■円/I()a)			口座に	有削の法律関係			
					振込				賃貸借			
住 所 氏名又は名称 権原の種類	利用権を設定する土地の利用権			を設定する者以	外の権	[原者等		 	青 考			
	住 所			氏名又は名称		権原の種類	 須					

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

1 371	利用権や設定と支げる者や展末性者や抵抗等										
氏名又は名称						設立年月日			農作業従事日数		
有限会社 ■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■					平成 12 年 4 月 28 日 -			-			
					現に耕作又は養畜の事業に供し ている農用地の面積(㎡)				主たる経営作目		
	-	也 也	111,	813	農	地	1, 263	, 400	てん菜、小麦、 加工用トマト、大豆		
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況					 及び		主な家畜 状泡		主な	は農機具の所	有状況
	世帯員 構成員)	(卢	農業従 15 歳以上 60		雇用労 (年間延日		種類	数量	種	類	数 量
男	6人	農業	美専従者 主とと 農業 主と 事する者	3 人 (人) 人 (人)	<i>)</i>	(日			コンファ	ラクター ンバイン プラウ レーヤー ^	6 1 1 1 2 4
女	女人		従 と して 農業 に 従 事する者	人 (人)					カルラ	多植機 収穫機 チベーター 也作業機械	2台 2台 1台 一式

※農業経営基盤強化促進法第18条調書は別紙2

議 案 第 3 号 苫小牧市農業委員会会長専決規程の制定について

農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、委員会会長の専決規程を制定 別紙3

その他

(1) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

許可番号 平成30年12月21日付け苫農委第4号

土地の貸主 ■■■市■■■■番地

株式会社■■■■ 代表取締役 ■■ ■■

土地の借主 ■■郡■■■町■■■丁目■番地

株式会社■■ 代表取締役 ■■ ■■

土地の所在 苫小牧市字樽前 72番1の内外8筆 畑 33,019 m²

転用の目的 砂利採取

事業の期間 平成30年12月21日~平成31年12月20日

事業の完了 令和元年 8 月 5 日 完了の確認 令和元年 8 月 22 日

確認委員 農業委員:及川委員、野村委員

推進委員:黒坂委員、羽原委員、山本委員

(2) 第23 期第25回農業委員会総会の開催について 10月28日(月) 午後2時からの開催予定

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認書

第23期第24回農業委員会総会 議案第 1 号

借人: ■■ ■	貸人: ■■ ■	作成者: 竹	澤 美幸
法20条の2条項(農	判断理由	取消し に該当	
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者 との適切な役割分担の下に継続的 かつ安定的に農業経営を行ってい ないと認めるとき。	労働力が確保さ れ、農地を利用 している。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員 のいずれもがその法人の行う耕作 又は養畜の事業に常時従事してい ないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企 画管理を含む	_	_

参考

農地法第3条第2項第1号(権利移動の許可要件)	判断理由	取消し に該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を 有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、 効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	一部整備中の部分は あるが、農地を効率 的に利用している。	しない

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第23 期第24回農業委員会総会 議案第2号 (利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人:有限会社 ■■■■■■ 譲渡(貸)人: 作成者: 代表取締役 ■■ ■■ 池田 吉繁 不許可 判断の理由 法18条の条項 に該当 ・借人は、農地所有適格法人である。 第2項第6号 適応なし (解除条件) ・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備 第3項第1号 えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容 しない (基本構想適合) が基本構想に適合するものと認められる。 ・借人は、農地所有適格法人であり、以前から当市字美沢の他 第3項第2号イ の農地の借人として継続して耕作しており、今後も当該地も しない 含めて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用でき (全部効率利用) ると認められる。 ・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会 第3項第2号口 社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数に しない (農作業常時従事) ついて要件に定めるとおり従事すると認められる。 ・第2項第6号に規定する者でない。 第3項第3号イ (継続的安定的農業経 適応なし

・第2項第6号に規定する者でない。

を有する者はいない。

・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用

貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利

適応なし

適応なし

※参考 農地所有適格法人要件 (農地法第2条3項)

第3項第3号口

第3項第4号

事)

意)

(法人の場合の常時従

(権利を有する者の同

不多行 展地川有週竹仏/	安日 (展地区第2个0页)	
要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(有限会社)である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員6名のうち3名が常時農業に従事(年間150日以上) すると認められる。	適
役員要件	役員2名のうち2名が常時農作業に従事(年間60日以上)すると認められる。	適

苫小牧市農業委員会会長専決規程

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧市農業委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の円滑な 執行を図るため、委員会会長(以下「会長」という。)の専決について必要な事項を定めることを 目的とする。

(専決事項)

- 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項第7号及び第5条第 1項第6号の規定による届出の受理に関すること。
 - (2) 法第4条第1項第8号の規定による届出の確認に関すること。
 - (3) 法第5条第1項第6号の規定による届出を要する農地等について、国税徴収法(昭和34年 法律第147号)、民事執行法(昭和54年法律第4号)等の規定により公売等が行われる場合における買受適格証明に関すること。
 - (4) 法第18条第6項の規定による通知の受理に関すること。
 - (5) 法第25条の規定による和解の仲介申立てに係る処理に関すること。
 - (6) 法第43条第1項の規定による届出の受理に関すること。
 - (7) 現況証明のうち、別に委員会で定めた要領に該当するものの証明に関すること。
 - (8) 委員会職員の任免に関すること。
 - (9) 委員会の公示及び公告に関すること。
 - (10) その他軽易な事項と認められるもの

(専決の制限)

- 第3条 会長は、その専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会 の議決を得なければならない。
 - (1) 転用届出に係る農地等の利用関係について、現に紛争が生じている場合
 - (2) 転用届出に係る農地等の転用に伴い、周辺農業者の農業上の土地利用に悪影響を及ぼす等により紛争の生ずるおそれがある場合
 - (3) その他前2号に準ずる場合

(専決の報告)

第4条 会長は、第2条の規定により専決した事項については、直近の委員会の会議に報告しなければならない。

(代決)

第5条 第2条各号に掲げる事項について、緊急を要する場合は、事務局長がその事務を代決する。 2 事務局長は、前項の規定により代決した場合は、速やかに会長に報告をしなければならない。 ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。